

ガイドラインの構成骨子について

ガイドラインに記載する内容の検討のために、項目の候補とそこに記載する内容の骨子を以下にまとめた。これをもとにガイドラインの内容を検討していただきたい。

(A) ガイドラインに記載する項目の候補

1 基本事項

- (1) カワウの特性
- (2) カワウの保護管理の基本的な考え方
 - (i) モニタリングの必要性和順応的管理
 - (ii) 保護管理手法
 - (iii) 体制整備と横断的連携

2 保護管理計画の作成と実施

- (1) 現状把握と保護管理の目標設定
- (2) 個体群管理
- (3) 被害防除対策
- (4) 生息環境管理
- (5) 広域保護管理

(B) ガイドラインに記載する内容の骨子

1. 基本事項

(1) カワウの特性

- ・ 保護管理を行うにあたって知っておくべきカワウの生態や行動、生息状況、これまでの保護管理の歴史・背景や現状、課題などを正しく理解することが重要である。

(2) カワウの保護管理の基本的な考え方

(i) モニタリングの必要性和順応的管理

- ・ カワウの保護管理を効果的に進めるためには、以下の点を踏まえて実施していくことが重要である。
 - ① ねぐらやコロニーの分布や羽数といった生息状況や被害の現状を把握し、面的な視点に立ち、計画的に生息状況を管理していくこと。
 - ② 自然的、社会的な状況の変化や対策により、カワウの生息状況が変化することも

想定されることから、継続的にモニタリングを行い、その結果の解析やそれを元にした施策の評価を次の施策へフィードバックするという順応的管理のプロセスが欠かせない。

- ③ 地域住民を含めた長期的な取組が必要な場合も想定されることから、効果（成果）を関係者に対して客観的に示すことで、モチベーションの維持向上や新規参加者の参入も期待。

- ・ 定期的にモニタリングを行い、順応的に計画の見直しをしていく必要がある。
- ・ 計画の見直しは、3～5年ごととして、見直しの判断基準を計画に記載する。

（ii）保護管理手法

- ・ 現行マニュアル策定後、個体群管理や生息環境管理の先進的な取組が行われている。
- ・ 複数の対策を同時に実施することや、カワウによる生息状況や被害状況の変化に対応した対策実施の考え方について整理が必要。

（iii）体制整備と横断的連携

- ・ カワウの被害対策をすすめるにあたり、鳥獣行政、水産行政、河川行政など、関係機関の連携と柔軟な対応が必要である。
- ・ 都道府県ごとの特定鳥獣保護管理計画の策定は、有効な被害対策の実施および関係機関の連携のために必要不可欠である。

2. 保護管理計画の作成と実施

（1）現状把握と保護管理の目標設定

- ・ 計画作成時の現状把握は、カワウのねぐら・コロニーの位置とその生息数の季節変化、および被害発生場所と被害の発生時期、大まかな被害量の把握を行う。
- ・ カワウの保護管理は、できるだけ早く手を付けることが重要である。現状把握と並行して、計画の作成や対策の実施を進めることが重要である。
- ・ 保護管理の目標設定では、被害を減らしていくことを目標として示すべきである。
- ・ 各地域の取組状況や被害の現状を大まかに分類し、分類ごとに目標設定及び実施すべき方策を決める必要がある。

（2）個体群管理

- ・ 個体群管理は I. ねぐらやコロニーの位置や箇所数を管理する「分布の管理」と II. 「個体数の管理」の2つに大別される。
- ・ 個体群管理を始める前に、専門的知見と技術を持つ従事者による実施体制を確立し、

科学的かつ計画的に実施する。

- ・ 個体数の多いねぐらやコロニーを対象に分布管理や個体数管理を行なうと、近隣のみならず水系や自治体を超えてカワウが分散する可能性がある。そのため、対策の実施前に、広域レベルでの協議や説明が必要である。

(3) 被害防除対策

- ・ 被害防除対策は漁業従事者等の被害者自身によって継続的に実施されるべきである。
- ・ 対策の指導普及や予算的な補助については、行政が積極的にバックアップする。
- ・ 河川湖沼の管理者、ねぐらコロニーの地権者だけでなく、近隣の住民等と友好的な関係を保ちながら、防除対策が実施されるべきである。

(4) 生息環境管理

- ・ 水産有用種のアユだけでなく全ての魚類の生息環境を改善し、魚類資源全体を殖やすことがカワウによる水産被害の軽減につながる。近年は魚の隠れ場所を復元することで水産被害を軽減する試みが始まっている。また、放流手法や種苗生産の工夫によってカワウに食べられにくいアユを殖やすことも被害の軽減が期待される。
- ・ 魚類の生息環境改善ためには、河川管理者の理解と協力を得ることが重要である。自治体ごと、水系ごとのカワウ対策協議会では、河川管理者の参画をうながし、協力体制を確立することが望まれる。

(5) 広域保護管理

- ・ カワウは広域的に移動するため、被害発生場所での個別の被害防除対策や有害捕獲のみでは、被害軽減は難しい。広域的視点に立って、計画的に管理を進める必要がある。(都道府県内での広域管理の視点)
- ・ カワウが広域的に移動するため、都道府県を越えた広域での情報交換や情報収集の体制を整えることが重要である。(都道府県境界を越えた広域管理の視点)

(C) ガイドラインのレイアウト素案

2. 保護管理計画の作成と実施

(1) カワウの保護管理の基本的な考え方

(2) 個体群管理

- ・ 個体群管理は I. ねぐらやコロニーの位置や箇所数を管理する「分布の管理」と II. 「個体数の管理」の2つに大別される。
- ・ 個体群管理を始める前に、専門的知見と技術を持つ従事者による実施体制を確立し、科学的かつ計画的に実施する。
- ・ 個体数の多いねぐらやコロニーを対象に分布管理や個体数管理を行なうと、近隣のみならず水系や自治体を超えてカワウが分散する可能性がある。そのため、対策の実施前に、広域レベルでの協議や説明が必要である。

解 説

・ 分布の管理と個体数の管理について

.....
.....
.....

>>手引き2-3 (3) 保護管理手法の解説 (P. O-O)



・ 専門的知見と技術の必要性について

.....
.....

>>手引き2-1 (3) 管理計画の作り方 (P. O-O)

・ 広域レベルでの協議について

.....
.....
.....

>>手引き2-1 (1) 体制づくり (P. O-O)

>>手引き3-1 (4) 広域管理・情報共有 (P. O-O)